

## 読谷村中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行規則（昭和22年号外内務省令第29号）附則第3条第3項及び読谷村財務規則（昭和57年読谷村規則第2号）第63条第4項の規定に基づき、本村の発注する土木建築に関する工事（以下「工事」という。）において、既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象となる経費の範囲)

第2条 1件の請負金額が1千万円以上であって、かつ、工期が120日以上工事について、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、仮設費、労働者災害補償保険及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次の各号の要件を全て満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為にあつては、当該年度の工事实施期間の2分の1）を経過していること。
- (2) 工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。
- (3) 前号の進捗状況が金銭面でも2分の1（債務負担行為にあつては、年割額の2分の1）以上であること（工事現場などに搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を出来高に加算し、進捗額として認定することができる。）。
- (4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社と保証契約を締結していること。

(中間前金払の割合)

第4条 中間前金払の割合は、読谷村財務規則第63条第3項に規定する割合とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負金額の100分の60を超えてはならないものとする。

(債務負担行為に係る特例)

第5条 債務負担行為に係る契約分については、その年割額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該年割額を対象として、中間前金払をすることができるものとする。

(認定の方法)

第6条 事業担当課は、請負者から中間前金払認定請求書(第1号様式)の提出があったときは、第3条の要件を満たしているかを調査するものとする。

2 調査に当たっては、工事履行報告書(第2号様式)により行うこととし、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

3 事業担当課は、前項の調査の結果が妥当と認めるときは、認定調書(第3号様式)を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部にて支出手続を行うものとする。

(中間前金払と既済部分払の選択)

第7条 請負金額の一部を工期中途において支払う場合、中間前金払によるか又は既済部分払によるかは、あらかじめ選択するものとする。ただし、中間前金払を行った後、正当な事由により既済部分払の必要が生じた場合は、約定した回数及び金額の範囲内において既済部分払を行うことができる。

(中間前払金の返納)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返納させることができる。

- (1) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。
- (2) 請負契約を解除したとき。

2 中間前払金の支払後、設計変更その他の事由により契約金額を変更した場合においては、既に支払った前払金の合計額が変更契約金額の6割をこえるときは、そのこえる範囲内においてこれを返納させることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に締結された契約については、なお従前のおりとする。